

議案第 1 1 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2の（1）の表中

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	を
----------------------------------	---------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円	に
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	

改め、別表第5の2の（2）の表中「260,400円」を「256,700円」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円	を
----------------------------------	---------	----------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	124,900円	321,600円
----------------------------------	---------	----------	----------

床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,200円
------------------------------------	---------	----------	----------

に、

「590,900円」を「592,600円」に、「724,700円」を「730,000円」に、「854,200円」を「862,900円」に、「975,000円」を「984,500円」に改め、別表第5の3の(1)の表中

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
----------------------------------	---------	----------

を

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	79,500円
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円

に

改め、別表第5の3の(2)の表中「131,200円」を「129,400円」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	81,500円	210,400円
----------------------------------	---------	---------	----------

を

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	64,300円	162,600円
----------------------------------	---------	---------	----------

床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	81,500円	210,600円	に、
------------------------------------	---------	---------	----------	----

「304,100円」を「305,300円」に、「376,100円」を「379,300円」に、「444,400円」を「449,600円」に、「509,200円」を「514,900円」に改める。

別表第6の1の表3の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「4の表」を「7の表」に改め、同項を同表6の項とし、同表2の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「3の表」を「6の表」に、「2の表」を「5の表」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項を同表5の項とし、同表1の項中「（平成27年法律第53号）第29条第1項」を「第34条第1項」に、「2の表」を「5の表」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項を同表4の項とし、同項の前に次のように加える。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	2の表に定める金額
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	3の表に定める金額
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更に関し	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に関し	4の表に定める金額

していることを証する書面の 交付申請に対する審査	する旨の証明書 交付申請手数料
-----------------------------	--------------------

別表第6の4の(1)の表中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	194,500円	を
----------------------------------	---------	----------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円	155,500円	に
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	194,500円	

改め、別表第6の4の(2)の表中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「260,400円」を「256,700円」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円	を
----------------------------------	---------	----------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	124,900円	321,600円	に、
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,200円	

「590,900円」を「592,600円」に、「724,700円」を「730,000円」に、「854,200円」を「862,900円」に、「975,000円」を「984,500円」に改め、別表第6の4を別表第6の7とし、別表第6の3の(1)の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円	を
----------------------------------	---------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	79,500円	に
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円	

改め、別表第6の3の(2)の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「131,200円」を「129,400円」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	81,500円	211,400円	を
----------------------------------	---------	---------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	64,300円	162,600円	に、
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	81,500円	210,600円	

「304, 100円」を「305, 300円」に、「376, 100円」を「379, 300円」に、「444, 400円」を「449, 600円」に、「509, 200円」を「514, 900円」に改め、別表第6の3を別表第6の6とし、別表第6の2の(1)の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	を
----------------------------------	---------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円	に
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	289,000円	194,500円	

改め、別表第6の2の(2)の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「260, 400円」を「256, 700円」に、

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円	を
----------------------------------	---------	----------	----------	---

床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	124,900円	321,600円	に、
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,200円	

「590,900円」を「592,600円」に、「724,700円」を「730,000円」に、「854,200円」を「862,900円」に、「975,000円」を「984,500円」に改め、別表第6の2を別表第6の5とし、別表第6の1の表の次に次の3表を加える。

## 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	
300平方メートル以内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円



1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,000円	42,000 円	164,000 円	415,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,000円	107,000 円	266,000 円	592,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,000 円	161,000 円	348,000 円	730,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,000 円	200,000 円	418,000 円	862,000 円
25,000 平方メートルを超える もの	217,000 円	249,000 円	490,000 円	984,000 円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規

模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額

イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額

ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額

2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

3 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額		
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げられている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の	その他の場合	
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合
			左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	方法により評価されたものである場合			
300平方メートル以内のもの	6,000円	11,000円	50,000円	129,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	16,000円	64,000円	162,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	24,000円	85,000円	210,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	62,000円	142,000円	305,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円	95,000円	188,000円	379,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円	118,000円	227,000円	449,000円
25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	147,000円	268,000円	514,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
  - ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額
  - イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額
  - ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額
- 2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定め	

		られた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
300平方メートル以内のもの	5,000円	25,000円	64,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円	32,000円	81,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円	42,000円	105,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	31,000円	71,000円	152,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	47,000円	94,000円	189,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	59,000円	113,000円	224,000円
25,000平方メートルを超えるもの	73,000円	134,000円	257,000円
備考			
1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。			
2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の			

- 用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。)については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。
- 3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。
- 4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。